

【論文】

ゴーイング・コンサーン監査報告透明性強化の動向

Trends in Enhancing Transparency in Audit Reporting on Going Concern

濱 本 明
HAMAMOTO Akira

目次

I 序

II GC 監査報告透明性強化に関する改訂と関係諸団体等の反応

1. 継続企業の前提に基づく会計処理は適切であり、重要な不確実性は存在しない場合における監査報告
2. 継続企業の前提に基づく会計処理は適切であり、重要な不確実性は存在しないが危機一髪の状態である場合における監査報告
3. 継続企業の前提に基づく会計処理は適切であり、重要な不確実性が認められる場合における監査報告

III 改訂 ISA570 の問題点と我が国における GC 監査報告への影響

1. 二重責任の問題
2. KAM での対応とすべきとする批判に関する問題
3. 新たな期待ギャップとなるリスクの問題
4. 個別的な事項に関する意見表明と誤解される問題
5. ボイラープレート化、監査報告書の長文化による問題

IV 結

(要旨)

2024年12月に改訂が承認された国際監査基準 (ISA) 570「継続企業」は、ゴーイング・コンサーンに関する監査報告の透明性強化を趣旨として、継続企業の前提に基づく会計処理は適切であり重大な不確実性は存在しない場合や、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されたものの重要な不確実性は認められないと結論付けるような状況(危機一髪の状態)においても、それらについて監査報告書で情報提供を行うことを改訂点としている。しかし、この改訂には、継続企業の前提に関する開示責任は経営者よりも監査人の方が大きいという認識が生じるおそれ、新たな期待ギャップとなるおそれ、ボイラープレート化の問題などがある。そこで、この改訂内容を我が国に導入する場合には、まず、経営者に継

続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると結論付けた旨、危機一髪の状態が存在する旨を開示させる会計基準の整備が必要である。次に、新たな期待ギャップとなるリスクやボイラープレート化のリスクを軽減するために記載内容や区分の名称についてISA570と同水準の透明性を確保しつつ調整することが望ましい。さらに、ISA570改訂の影響として監査報告書が長文化するが、これによる利用者のメリットやデメリットを検証する必要がある。

I 序

2015年に改訂された現行の国際監査基準570号「継続企業」(以下、ISA570)は、(1)継続企業の前提に関する経営者及び監査人それぞれの責任について記載する、(2)継続企業の前提に重要な不確実性が認められ注記が適切になされている場合において、「継続企業に関する不確実性」という見出しを付した区分を設定するという、ゴーイング・コンサーン(Going Concern:GC)に関する監査報告書の透明性確保を主要改訂点としていた。これを受けて我が国においても平成30(2018)年に監査基準が改訂され、平成31(2019)年に監査基準報告書570「継続企業」(以下、監基報570)が改訂されてISA570が要求するようなGC監査に関する監査報告書の透明性が確保された。

その後、近年において感染症や戦争の拡大が企業経営に関するリスクを高めていることも一因となって企業の継続性に関する関心が高まっており、GCに関する監査報告の透明性の一層の強化が求められている。また、これを受けて公益監視委員会(Public Interest Oversight Board:PIOB)からもGCに関する監査基準の拡充・明確化が推奨されてきたこともあり、国際監査・保証基準審議会(IAASB)では2022年3月のボード会議においてISA570改訂プロジェクト開始が正式に決定された。

本プロジェクトは、(1)一貫した監査業務と行動を促進し、特定された継続企業に関連

する重大な虚偽表示リスクへの効果的な対応を促進する、(2)監査全体を通じて、職業的専門家としての懐疑心を適切に行行使することの重要性を強化することを含め、継続企業に関する経営者の評価に対する監査人の評価を強化する、(3)必要に応じて、コミュニケーションや報告要件の強化を含め、継続企業に関連する監査人の責任や業務に関する透明性を高めることを目的として進められ、2023年4月にISA570改訂公開草案(以下、公開草案)が公表され、同年8月を期限としてコメントが求められた。公開草案における主な改訂点は、監査人によるリスク評価手続の具体化・詳細化、経営者の評価・対応策の検討手続に関する規定の充実化、監査人の責任や継続企業に関連する作業に関する透明性強化を内容としている。

この公開草案公表後、2024年6月、9月及び12月のIAASB四半期委員会においてパブリックコメントのフィードバックを受けて修正が行われ、2024年12月12日に最終版であるISA570「継続企業」(以下、改訂ISA570)が承認された。この改訂ISA570は、2025年4月のPIOBによる認証後に公開されており、2026年12月15日以後に開始する期間の財務諸表監査に適用されることとなっている¹⁾。

本稿では、改訂ISA570のうちGC監査報告透明性強化、すなわちコミュニケーションや報告要件の強化を含め、監査人の責任や継続企業に関連する作業に関する透明性を高めることを狙いとした改訂案について、その内容、主要各団体の反応、我が国GC監査に与

える影響と問題点について、公開草案とそれに対するコメント、当該コメントが如何に改訂 ISA570 に反映されているかも含めて検討することによって明らかにする。

公開草案に対しては、会計士団体、会計事務所、国家機関、個人など 78 箇所からのコメントが寄せられた。IAASB では、これらのコメントを、①監視グループ、②規制当局と監査監督機関、③管轄区域及び国の監査基準設定主体、④会計事務所、⑤公的機関、⑥メンバー団体及びその他の専門機関、⑦学者、⑧個人その他というステークホルダー別の 8 分類により集計し分析しているが、本稿ではこの分類に加えて、国別の分類、すなわち①日本、②米国、③英国、④フランス、⑤ドイツ、⑥オーストラリア、⑦ニュージーランド、⑧中国（香港）における団体又は個人からのコメントを個別的かつ詳細な検討の対象としている²⁾。国ごとのコメントを分析することによって、それぞれの国における会計・監査制度を背景とした公開草案の問題点についても明らかになることが期待できるからである。

II GC 監査報告透明性強化に関する改訂と関係諸団体等の反応

継続企業の前提に対する監査人の責任及び作業の透明性を強化することを趣旨³⁾として以下の改訂案が示された。

1. 継続企業の前提に基づく会計処理は適切であり、重要な不確実性は存在しない場合における監査報告

監査人が継続企業の前提に基づく会計処理が適切であり、重要な不確実性は存在しないと結論付けた場合、監査人は監査報告書に「継続企業」(Going Concern) という見出しの付いた別のセクションを含め、次の事項を記載しなければならない(改訂 ISA570 第

34 項(a))。

- (1) 監査人は、財務諸表全体の監査との関連において、また、財務諸表に対する監査人の意見形成において、財務諸表の作成における経営者の継続企業の前提に関する会計処理の適用が適切であると判断したこと
- (2) 監査人は、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性を識別していないこと
- (3) 監査人の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものであり、企業が継続企業として継続する能力を保証するものではないこと

また、上記(1)については、関連する会計方針や財務諸表の注記への参照を提供するなど要求事項を補足する追加情報を監査報告書に記載することもできる(改訂 ISA570A80 項)。

この開示が行われるケースは、後述するように上場企業については、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されなかった場合に限定される。

これに対して、非上場企業については、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されなかった場合だけでなく、危機一髪(Close Call)の状況、すなわち継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されされたものの、これらの事象又は状況に対処するための経営者の計画を検討した結果、経営者及び監査人が重要な不確実性は認められないと結論付けている場合も含まれる。

以上の規定に基づいて、上場企業以外の企業について継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しない場合において、監査人が無限定適正意見と判断している場合における文例が以下のように示されている。

【改訂 ISA570 付録文例 1（一部）】

継続企業

継続企業に関する重要な不確実性はない。

意見表明の基礎となる財務諸表全体の監査において、監査人は、財務諸表の作成において経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であると判断している。入手した監査証拠に基づき、監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性を認識していない。

監査人の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものであり、監査人が継続企業として存続できることを保証するものではない。

上記ケースに相当する公開草案においては、監査報告書に「継続企業」(Going Concern) という見出しの独立したセクションを設ける点については同様であるが、以下を記載しなければならぬ旨が規定されていた（公開草案 33 項(a)）。

- (1) 監査人が、財務諸表の作成において経営者が継続企業を前提として会計処理を行ったことは適切であると結論付けたこと
- (2) 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性を識別していないこと

また、この規定に基づいて、上場企業以外の企業について継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しない場合において、監査人が無限定適正意見と判断している場合における文例が以下のように示されていた。

【公開草案付録文例 1（一部）】

継続企業

監査人は、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると判断している。入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性は識別していない。

このような監査報告書における開示については、2022 年 6 月 IAASB ボード会議において一部のボードメンバーから、多くの監査報告書において同様の記載がなされることからポイラプレート化するおそれがあることや、経営者が財務諸表において当該記載を行っていない場合には監査報告における記載が財務諸表の記載を超えることになり二重責任の観点から問題である点が指摘された⁴⁾。

そして、改訂 ISA570 第 34 項(a) (1)においては、公開草案 33 項(a) (1)に「意見表明の基礎となる財務諸表全体の監査において」という記載が追加され、(3)として監査人の責任範囲及び GC 監査報告が企業の継続能力を保証するものではないことが新たに記載されるような変更がなされている。こうした変更は、公開草案における以下の質問に対する回答などが反映されたと考えられる（公開草案・説明文書 Section3 個別の質問 13）。

【個別の質問 13】

13. この質問はあらゆる企業の財務諸表の監査における監査報告書への影響、すなわち、監査報告書の独立した区分で、「継続企業」又は「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付け、経営者が継続企業の前提を用いる根拠の適切性、及び重要な不確実性が識別されたかど

うかに関する監査人の結論についての明示的な伝達に関連する。

継続企業に関する監査人の責任及び業務の透明性を高めやすくする要求事項及び適用指針を支持するか。また、それらは監査済財務諸表の想定利用者に有益な情報を提供するか。本提案は、監査報告書の首尾一貫性と比較可能性を全体的に高めるか。

この質問について、監視グループのみの過半数が賛成を示し、管轄区域及び国の監査基準設定主体、会計事務所、公的機関の過半数が反対を示した⁵⁾。主な反対の理由として、以下の3つにおいて懸念されることが示された。

第一に、期待ギャップの拡大という意図せざる結果を招くおそれがある点が懸念された。すなわち、「継続企業」という見出しの後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性は識別していないという内容の記載がなされるとことによって、これがある種の安全宣言と誤解され、当該記載がなされた企業が経営破綻に陥った場合に監査に対する期待ギャップとなり訴訟リスクを高めるおそれがあるからである。

第二に、継続企業の前提に関する責任は経営者よりも監査人の方が大きいという認識が生じるおそれである点が懸念された。すなわち、経営者の側に財務諸表において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性は識別していない旨の開示責任がないまま、監査人の側に監査報告書において当該事項の記載を義務づけることは、監査人が実質的に企業の継続能力を判定、又は企業の継続性を保証することになりかねないからである。そして、このことは経営者の責任と監査人の責任の間に不整合が生じ、財務諸表の作成責任は経営者が負担し、監査人は財務諸表に対する監査責任

を負担するという二重責任の原則にも抵触する。

第三に、定型的な開示、いわゆるボイラープレート化となる点が懸念された。ここで懸念される問題は、次の2つである。1つめは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められなくても監査報告書に常に「継続企業」という見出しの独立したセクションが設けられることによって、利用者が同セクション自体に注意を払わなくなり、やがては「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しにも注意を払わなくなるおそれがある問題である。そして、2つめは、「継続企業」のセクション内の記載内容が長文化することによって、利用者がその記載内容について注意を払わなくなるおそれがあり、やがては「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の記載内容についても注意を払わなくなるおそれがある問題である。

そして、「継続企業」セクションにおける記載は企業の将来の存続可能性に関する保証を意味するものではないこと、監査における個別的な事項に関する意見を表明するものではないことを明確にすることが推奨された。

また、国（又は地域別）では、日本、英国から支持が表明されている。英国において支持される理由が、英国監査基準ISA（UK）の2019年改訂で導入された継続企業に関する要求事項とほぼ一致しているということが特徴的である⁶⁾。フランス、ドイツにおいては、一部又は条件付きの支持が表明され、いずれからも二重責任の原則に基づいて企業側と監査人側の開示要件を一致させることが必要と指摘されている⁷⁾。米国及びオーストラリアの多く、そしてニュージーランドにおいて不支持が表明されている。不支持である理由の多くが、前述した3つの懸念事項と同様であるが、オーストラリアにおいては、AUASBによって財務諸表全体に対する監査

意見とは別個の特定事項の監査意見と誤解されるおそれがあることが、「監査意見」、「監査意見の根拠」のセクションの次に記載されることとの位置関係においても問題であることが指摘された⁸⁾。また、カリフォルニア公認会計士協会からは、GC 監査に関する監査人の責任と作業の透明性を高めること自体が潜在的訴訟リスクの増大を招く恐れがある点が指摘された⁹⁾。さらに、オーストラリア及びニュージーランドにおいては、アカデミアからもコメントがなされている点が特徴的である。オーストラリア・ニュージーランド会計財務協会 (AFAANZ)¹⁰⁾ は、オーストラリア及びニュージーランド会計学者らによる団体であり、社会に利益をもたらす会計とファイナンスに関する質の高い研究、教育、関与をサポート、促進、育成することを目的に設立されたものである。同団体は、支持を表明しながらも、GC 監査報告の情報としてのメリットが従来から考えられていたよりも小さい可能性があることを示唆している Myers et al. (2018) の研究を示しながら、研究文献が GC 監査による情報の有用性について明確に答えていないことから、監査報告の情報内容に関する有用性については財務報告全体の相互関係から慎重に解釈する必要があることを指摘している¹¹⁾。

2. 継続企業の前提に基づく会計処理は適切であり、重要な不確実性は存在しないが危機一髪の状況である場合における監査報告

上場企業の財務諸表の監査において、危機一髪の状況、すなわち継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されたもののこれに関連する重要な不確実性が存在しないと経営者が結論付けるにあたり、重要な判断を行う場合には、監査人は「継続企業」のセクションに次の事項を記載しなければならない (改訂 ISA570 第 34 項 (b))。

(1) 財務諸表の関連する開示への参照を含める。

(2) 継続企業の前提に関する経営者の評価を監査人がどのように評価したかを記載する。

ここで、(1)の関連する開示とは、財務報告の枠組みの中には、以下のような開示に対応しているものがあり、監査人は財務諸表が適切に開示しているかどうかを判断することが求められている (改訂 ISA570A74 項)。

- ① 主要な事象又は状況
- ② 企業の債務を履行する能力に関する、それらの事象又は状況の重要性に関する経営者の評価
- ③ これらの事象又は状況の影響を緩和するための経営者の計画
- ④ 将来について経営者が行う仮定及びその他の見積りの不確実性の要因
- ⑤ 継続企業の前提に関する経営者の重要な判断

また、監査人は、例えば、大幅な営業損失、利用可能な借入枠及び借換えの可能性、借入契約の不履行、関連する緩和要因などの識別された事象や状況の側面、又は経営者の判断の開示の側面など上記(1)及び(2)で要求される情報を補足する財務諸表に開示されている事象や状況に注意を喚起することができる (改訂 ISA570A83 項)。

さらに、財務諸表が適正表示の枠組みに従って作成されている場合には、経営者が重要な不確実性がないと結論付けるにあたって重要な判断を行い、これらの状況について特に開示が要求されていない場合であっても、監査人は、財務諸表の全体的な表示、構造及び内容、並びに関連する注記を含む財務諸表が、基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかについて検討することになるから、事実と状況によっては公正な表示を達成するために追加の開示が必要であると判断することがある (改訂 ISA570A75 項)。

次に、(2)の監査人の評価とは、以下の要

素の1つ以上を記載する可能性があるが、監査報告書にどの程度詳細に記載するかは、重要な不確実性が存在しないと結論付けるための経営者の評価を監査人が評価するために実施した監査手続の内容及び程度、経営者の評価に含まれる主観性、複雑性及び見積りの不確実性の程度を考慮して判断することになる（改訂 ISA570A84 項、同 A85 項）。

- ① 実施した手続の概要
- ② 監査手続の結果の表示
- ③ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に最も関連する監査人の対応又はアプローチの側面（経営者の将来の行動計画の評価を含む）
- ④ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する主な見解
 なお、監査人は、例えば、監査報告書の日付時点で入手可能な財務諸表又はその他の記載内容に含まれていない情報、財務情報の速報値や投資家向け説明会のような、経営者又はガバナンスに責任を有する者が口頭又は書面による情報以外の情報であるような企業に関する未公表の情報を不適切に提供することを避け、簡潔かつ理解可能な様式で有用な情報を提供する必要がある（改訂 ISA570A87 項）。ここで、監査人は、利用者の理解を深めるために、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の側面を説明する追加的な情報を含める必要があると判断した場合、監査報告書に当初の情報を記載するのではなく、経営者又は監査役等に対して追加的な情報の開示を促すことができる（改訂 ISA570A88 項）。

上記のような危機一髪の状態における監査手続については、2015年の改訂において新設され、以下に示す現行 ISA570 第 20 項において、財務報告の枠組みの要求事項が存在する場合にのみ関連する開示についての評価が必要となった。

【現行 ISA570 第 20 項】

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されたが、入手した監査証拠に基づき、監査人が継続企業の前提に重要な疑義は存在しないと結論付けた場合、監査人は以下の点を考慮して次のことを評価するものとする。

監査人は、適用される財務報告の枠組みの要求事項に照らして、財務諸表がこれらの事象又は状況に関する適切な開示を提供しているかどうかを評価しなければならない。

これに対して、改訂 ISA570 では、危機一髪の状態について財務報告の枠組みが注記開示を要求しているか否かに関わらず、監査人が、継続企業の前提に関する経営者の評価をどのように検討したかについて説明することを上場企業の監査報告において義務づける点で特徴がある。

以上の規定に基づいて、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しない場合において、上場企業において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して監査人が無限定適正意見と判断している場合における文例が以下のように示されている。

【改訂 ISA570 付録文例 2（一部）】

継続企業

継続企業に関する重要な不確実性はない。

監査人は、意見表明の基礎となる財務諸表全体の監査において、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成したことは適切であると判断している。

監査人は、財務諸表の注記 X に注目しており、当該注記においては、当社が直面している不確実性、継続企業としての企業の存続能力を評価する際に経営陣が行った重要な判断、および当社の事業活動への影響に対処するために展開されたさまざまな緩和措置について説明している。

[監査人が、継続企業の前提に関する経営者の評価を ISA570 (2024 年改訂) に従ってどのように評価したかの記述]。

入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性を識別していない。

監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものであり、当社の継続企業としての存続を保証するものではない。継続企業に関する監査人の責任および経営者の責任は、本報告書の該当箇所に記載されている。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要事項とは、当期の財務諸表監査において、監査人による専門的判断において最も重要であった事項である。これらの事項は、監査人の財務諸表全体の監査の文脈で、またそれに対する監査意見の形成において取り上げられたものであり、監査人はこれらの事項について個別の意見を表明するものではない。「継続企業」のセクションで言及されている継続企業としての企業の存続能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性は存在しないという経営陣の重要な判断に加え、監査人は、以下に説明

する事項を当監査報告書で伝達すべき監査上の主要な検討事項と決定した。

[ISA 701 に準拠した各監査上の主要な検討事項の説明。]

以上の上場企業の危機一髪の状態における監査報告書への記載に関する要求事項について公開草案からの変更はなされていない（公開草案 33 項 (b) 参照）。また、監査報告書への記載事項である財務諸表の関連する開示の内容についても公開草案から変更はなされていない（公開草案 A61 項、A63 項、同 A72 項参照）。そして、監査報告書への記載事項である監査人による評価についても公開草案からの変更は見られない（公開草案 A73 項、同 A74 項、同 A76 項、同 A77 項参照）。

これに対して、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しない場合において、上場企業において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して監査人が無限定適正意見と判断している場合における公開草案の文例は、以下の通り改訂 ISA570 が示す内容とは異なっていた。

【公開草案付録文例 2（一部）】

継続企業

監査人は、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると判断している。入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性は識別していない。

財務諸表の注記 X への注意を喚起する。注記 X では、会社が直面する政治的及び経済的な不確実性並びに会社の事業活動への影響に対処するために講じる緩和措置の

範囲について説明している。

[継続企業の前提に関する経営者の評価を監査人がどのように評価したかについての記載]

改訂 ISA570 には、「継続企業」セクション内において、継続企業に関する重要な不確実性はないというパターン化された短文のメッセージが追加されている他、監査人が継続企業としての存続を保証するものではないこと、継続企業に関する監査人の責任および経営者の責任についての記載が追加されている。また、改訂 ISA570 には「監査上の主要な検討事項」（以下、KAM）において、継続企業としての企業の存続能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性は存在しないという経営陣の重要な判断についての「継続企業」セクションで言及されている内容を重ねて記載することも併せて追加されている。

これらの変更点は、公開草案についての以下の質問に対する回答の内容が反映されたものと考えられる（公開草案・説明文書 Section3 個別の質問 14）。

【個別の質問 14】

14. この質問は上場企業の財務諸表監査における監査報告書への追加的な影響、すなわち、（重要な不確実性が認められない場合と重要な不確実性が認められる場合の両方で）継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合に監査人が経営者の継続企業評価をどのように行ったかを説明する記述にも関連する。

継続企業に関する監査人の責任及び業務の透明性を大きく高める要求事項及び適用指針を支持するか。この適用を、上場企業

以外の企業の財務諸表監査にも拡大すべきか。

この質問について、監視グループのみの過半数が賛成を示し、公的機関の過半数が反対を示したが、主な反対の理由として、以下の4つについて懸念されることが示された¹²⁾。

第一に、危機一髪の状態は現行 ISA570 においても KAM で監査人が説明することが可能であり、これが既に利用者にとっても十分に理解されている方法だからである。

第二に、危機一髪の状態として特定された事象又は状況は十分に明確とは言えず、重要な不確実性がないと結論づけるための広範囲の状況を説明することが、かえって利用者を混乱させるおそれがあるからである。

第三に、危機一髪の状態に関する透明性は、主に財務諸表で提供される継続企業に関する経営者側の開示によって推進されるべきであり、適用される財務報告の枠組みで明示的に要求されるような開示がない場合には、監査人が監査報告書で独自の情報を提供するリスクがあるからである。また、これは期待ギャップのさらなる拡大など、意図しない結果をもたらすおそれがある。

第四に、監査人と経営者のコミュニケーションが誤解されたり見落とされたりするリスクがあり、また、監査人の取り組みに関する広範囲に開示は、ボイラープレート化や監査報告書が過度に長くなって利用者を混乱させるおそれがあるからである。

また、国（又は地域別）¹³⁾では、日本¹⁴⁾、フランス、ドイツ、中国（香港）のほとんどから支持、米国のほとんどから不支持、英国、オーストラリア、ニュージーランドにおいては賛否両論が見られた。不支持の理由は、前述した4つの懸念事項の他、米国の Cohn Reznick LLP からは監査契約に時間がかかるばかりでそれに見合う利益がないという監査コスト増大が指摘された¹⁵⁾。

さらに、この危機一髪の状態における監査報告に関する上場企業以外への適用の拡大については、ほとんどにおいて不支持が表明されたが、英国財務報告評議会 (FRC)、フランスの CNCC&CNOEC 及び我が国の吉井から PIE にも適用範囲を拡大することが提案され¹⁶⁾、オーストラリアおよびニュージーランドの AFAANZ から PIE にも適用範囲を拡大することが提案された¹⁷⁾。

オーストラリアからは、会計学者である Robyn Moroney によって、CPA オーストラリアからの委託による共同研究論文の成果に基づいたコメントが行われている。同研究では、監査報告書について現行 ISA570 による従来の形式と公開草案付録文例 2 による新形式とを比較した実験によって新形式の方が公正な警告を受けたと投資家が報告したことが明らかにされており、その結果、公開草案による新形式については一定の評価ができるものの、「継続企業」という見出しの下にある危機一髪の状態を投資家が読み進めないリスクが潜んでいることが指摘されている¹⁸⁾。

3. 継続企業の前提に基づく会計処理は適切であり、重要な不確実性が認められる場合における監査報告

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性について財務諸表に適切な開示がなされている場合、監査人は無限定意見を表明し、監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」(Material Uncertainty Related to Going Concern) という見出しを付したセクションを設け、以下を記載しなければならない (改訂 ISA570 第 35 項)。

- (1) 財務諸表における関連する開示への参照を含める。
- (2) 上場企業の財務諸表の監査では、継続企業の前提に関する経営者の評価を監査人が

どのように評価したかを記載する。

- (3) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が存在することを記載する。
- (4) 以下の事項を記載する。
 - ① 監査人の意見は当該事項に関して変更されない。
 - ② 監査人は、財務諸表全体の監査との関連において、また、財務諸表に対する監査人の意見を形成する上で、財務諸表の作成における経営者による継続企業の前提に関する会計処理の適用が適切であると結論づけた。
 - ③ 監査人の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものであり、企業が継続企業として存続できることを保証するものではない。

以上の規定に基づいて、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性について財務諸表に適切な開示がなされている場合における文例が以下のように示されている。

【改訂 ISA570 付録文例 3 (一部)】

継続企業に関する重大な不確実性

財務諸表の注記 X によれば、20X1 年 12 月 31 日に終了した事業年度において、当社は ZZZ の純損失を計上し、同日現在、当社の流動負債が総資産を YYY だけ上回っている。注記 X に記載されているとおり、これらの事象または状況は、注記 X に記載されているその他の事項とともに、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせるような重要な不確実性が存在することを示している。

この事項に関して、監査人の意見に変更はない。

監査人は、財務諸表全体の監査、および財務諸表に対する意見表明にあたり、財務諸表作成における継続企業の前提に関する経営者の判断は、適切であると判断している。

監査人の結論は、監査人の監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものであり、当社が継続企業として存続できることを保証するものではない。

また、同様のケースで上場企業について無限定適正意見が表明される監査報告書の文例が以下のように示されている。

【改訂 ISA570 付録文例 4（一部）】

継続企業に関する重大な不確実性

監査人は、20X1年12月31日に終了した事業年度において、会社がZZZの純損失を計上し、同日現在、会社の流動負債が総資産をYYYだけ上回っていることを示す財務諸表の注記Xに注目している。

[監査人が、継続企業の前提に関する経営者の評価をISA570（2024年改訂）に従ってどのように評価したかの記述]。

注記Xに記載されているように、これらの事象又は状況は、注記Xに記載されているその他の事項とともに、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような重要な不確実性が存在することを示している。

この事項に関して、監査人の意見に変更はない。

監査人は、財務諸表全体の監査、および財務諸表に対する意見表明に際して、経営者

が財務諸表を作成する際に採用した継続企業の前提に関する記述は適切であると判断している。

監査人の結論は、監査人の監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものであり、継続企業の前提に関する保証を意味するものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の重要事項とは、当監査人の専門的判断により、当期の財務諸表の監査において最も重要であると判断した事項である。これらの事項は、当監査人の財務諸表全体に対する監査、およびそれに対する意見形成の中で取り扱われたものであり、当監査人はこれらの事項について個別の意見を表明するものではない。継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項に加え、当監査人は、以下の事項を当監査人の監査報告書に記載すべき監査上の重要事項と判断した。

[SA701に従った各監査上の重要事項の記述]

この「継続企業の前提に関する重要な不確実性」セクションにおける記載事項については、公開草案では以下の内容が要求されていた（公開草案34項）。

- (i) 継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成することが適切であると監査人が結論付けた旨を記載する。
- (ii) 関連する財務諸表における注記事項への参照を含める。
- (iii) これらの事象又は状況が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような重要な不確実性が存在することを示していると記

載する。

- (iv) 上場企業の財務諸表の監査に関して、継続企業の前提に関する経営者の評価を監査人がどのように検討したかを説明する。
- (v) 当該事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではない旨を記載する。

公開草案では、現行 ISA570 での開示に加えて新たに上記(i)、上場企業については新たに上記(iv)の開示を要求することにより継続企業の前提に対する監査人の責任及び作業の透明性を強化することが図られていた。そして、以上の規定に基づいて、継続企業の前提に重要な不確実性が認められ、財務諸表において注記が適切になされている場合における無限定適正意見を含む上場企業以外の企業の監査報告書の文例が以下のように示されていた。

【公開草案付録文例 3 (一部)】

継続企業の前提に関する重要な不確実性

監査人は、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると判断している。ただし、財務諸表の注記 X に注意を喚起する。注記 X によれば、20X1 年 12 月 31 日に終了した会計年度において、会社は ZZZ の純損失を計上し、同日現在、会社の流動負債は総資産を YYY だけ上回っている。注記 X に記載されているとおり、これらの事象又は状況は、注記 X に記載されているその他の事項とともに、会社が継続企業として存続できる能力に重要な疑義を生じさせるような重要な不確実性が認められることを示している。

当該事項は、監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

さらに、継続企業の前提に重要な不確実性が認められ、財務諸表において注記が適切になされている場合における無限定適正意見を含む上場企業の監査報告書の文例が以下のように示されていた。

【公開草案付録文例 4 (一部)】

継続企業の前提に関する重要な不確実性

監査人は、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると判断している。ただし、財務諸表の注記 X に注意を喚起する。注記 X によれば、20X1 年 12 月 31 日に終了した会計年度において、会社は ZZZ の純損失を計上し、同日現在、会社の流動負債は総資産を YYY だけ上回っている。注記 X に記載されているとおり、これらの事象又は状況は、注記 X に記載されているその他の事項とともに、会社が継続企業として存続できる能力に重要な疑義を生じさせるような重要な不確実性が認められることを示している。

[ISA 570 (202X 年改訂) に従い、継続企業の前提に関する経営者の評価を監査人がどのように評価したかについての記載。]

当該事項は、監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

本ケースにおける監査報告書への記載事項については、公開草案にはなかった監査人の責任範囲及び GC 監査報告が企業の継続能力を保証するものではないことの記載が改訂 ISA570 において追加されている。

また、本ケースでは、公開草案からの記載順序の変更が多い点が特徴である。第 1 に、財務諸表における関連する開示への参照を

求める記載が、公開草案では2番目の記載事項であったのが改訂ISA570においては1番目の記載事項に変更されている。第2に、上場企業の財務諸表監査における継続企業の前提に関する経営者の評価を監査人がどのように評価したかの記載について、公開草案では4番目の記載事項であったのが改訂ISA570においては2番目の記載事項に変更されている。第3に、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成することが適切であると監査人が結論付けた旨の記載が、公開草案では1番目の記載事項であったのが改訂ISA570においては5番目の記載事項に変更され、さらに「財務諸表全体の監査との関連において、また、財務諸表に対する監査人の意見を形成する上で」という文言が追加されている。第4に、監査人の意見に影響を及ぼすものではない旨の記載が公開草案では5番目（末尾）の記載事項であったのが、改訂ISA570においては4番目（下から3番目）に変更されている。

さらに上場企業に関する監査報告書の文例については、KAMにおいて「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項が追加されている。

こうした公開草案から改訂ISA570への変更は、本ケースに直接関連する質問はないものの他の関連する内容の質問に対するコメントを反映したものと考えられる。例えば本ケースに関しては、前述したRobyn Moroneyが研究成果に基づいたコメントを行っている。同研究における2つめの実験では、監査報告書の「継続企業に関する重要な不確実性」セクションについて現行ISA570による従来の形式と公開草案付録文例4による新形式とを比較したが、いずれの形式によっても投資家の反応は変わらず、監査報告よりも経営者による継続企業の前提に関する重要な不確実性についてのコメントの内容（強い言葉か弱い言葉か）による影響の方が認められた

ことが指摘されている¹⁹⁾。また、他の質問に対するコメントにおける指摘が本ケースにおいても当てはまると考えられる。

Ⅲ 改訂ISA570の問題点と我が国におけるGC監査報告への影響

以上、GC監査報告透明性強化に関する改訂ISA570の内容について、公開草案に対するコメントの内容及びコメントへの対応から、ISA570の改訂案に内在するリスクとその低減策について明らかにした。日本公認会計士協会は、公開草案のうちGC監査報告透明性強化に関する内容及び関連する質問について、継続企業の前提に関する危機一髪の状態における監査報告の適用範囲を上場企業以外にも拡大すること以外については支持を表明していることから、改訂ISA570におけるGC監査報告の透明性強化に関する内容がほぼそのまま監基報570の改訂に反映されるものと推察される。

以下では、ISA570改訂におけるGC監査報告透明性強化の問題点と、これが監基報570の改訂にそのまま反映された場合、今後我が国のGC監査報告にどのような影響を与えるかについて考察する。

1. 二重責任の問題

まず、第1に継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると結論づけた場合で重要な不確実性は存在せず、危機一髪の状態でもない場合における監査報告において、経営者の側に財務諸表において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性は識別していない旨の開示責任がないまま、監査人の側に監査報告書において当該事項の記載を義務づけることは、継続企業の前提に関する開示責任は経営者よりも監査人の方が大きいという認識が生じるおそれがあるなど二重責任の

原則に抵触するという指摘がなされている。これに対しては、そもそも公開草案及び改訂ISA570における記載事項の冒頭部分に経営者と監査人の責任分担に関する内容が盛り込まれているから当該批判はあたらなとも解される。しかし、この内容がどこまで利用者に理解されるかについて疑問であり、この指摘について改訂ISA570が公開草案からの変更がなされていないことには問題がある。

そして、経営者による継続企業の前提に関する開示責任は会計基準の問題であり、監査基準のみで二重責任の問題に対応するには限界がある問題である。この点、我が国の会計基準には、例えば国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第25項のような経営者が継続企業としての能力を評価し、特定の場合を除いて継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成する責任に関する明文規定が存在しないため、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切か否かを評価する根拠となる会計基準が不明確であり、かつ継続企業を前提とした会計処理の使用が適切な場合における開示も要求されていないことから、経営者による財務報告を超えて監査報告で情報提供することに二重責任等の問題が生ずるおそれがある。また、我が国における監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（以下、監基報700）第31項では、「財務諸表に対する経営者の責任」区分において、「財務報告の枠組みに基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合」に当該事項を記載する旨が規定されており、継続企業を前提とした会計処理の使用が適切な場合において経営者側の開示責任がない場合には、一見すると経営者による継続企業に関する評価そのものが責任の範囲外とも読み取れる問題が生ずる²⁰⁾。

そのため、我が国においても、まずは経営者に継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると結論付けた旨を開示さ

せることが必要となると考えられる。確かに継続企業の前提は、会計基準の一つであるため、前提条件をわざわざ会計基準として明文規定する必要はないという考え方も成り立つが²¹⁾、この前提は普遍的な事実ではなく企業会計において期間計算を行う上での基礎的な仮定であるため、経営者によって常に検討されて開示されるべきものとも考えられる²²⁾。

これに関連して、2024年6月に企業会計基準委員会（ASBJ）から「継続企業及び後発事象に関する調査研究」（以下、GC調査研究）が公表され、そこでは日本公認会計士協会から公表されている監査委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」（以下、監査委員会報告74号）及び監基報570、監査基準のうち会計に関する内容を新たに開発する開発基準の内容として移管することが可能であるとされている（GC調査研究第30項、同61項）。また、GC調査研究を受けて財務会計基準機構（FASF）における第51回企業会計基準諮問会議では、審議の結果、継続企業に関する会計基準についてASBJに新規テーマとして提言することとされた²³⁾。

第2に、上場企業において継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが危機一髪の状態である場合における監査報告にも二重責任の原則に抵触するおそれがある。危機一髪の状態においては、現行の監基報570においても上場企業か非上場企業かに関わらず、監査人は適用される財務報告の枠組みにおける要求事項に基づいて適切な注記がなされているか等の評価を行う必要がある（監基報570第19項）。

【監基報570第19項】

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されている

が、入手した監査証拠に基づき、監査人が重要な不確実性が認められないと結論付けている場合、監査人は、適用される財務報告の枠組みにより要求される事項に基づき、財務諸表において当該事象及び状況について適切な注記がなされているかどうかを評価しなければならない。また、開示に関する規則等によって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について財務諸表以外の箇所において開示することが求められている場合、監査人は監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」に従って、当該記載内容を通読しなければならない。

これに対して、改訂ISA570の要求事項によると、上場企業については適用される財務報告の枠組みにより注記が要求されているか否かに関わらず、監査報告書において継続企業の前提に関する経営者の評価をどのように検討したかについて説明することが要求されるため、まず経営者によって継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及び対応策等について注記又は有価証券報告書における「事業等のリスク」において開示（企業内容等の開示に関する内閣府令様式・第二号様式（31）b）されていなければ二重責任の問題が生じる。

第3に、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、重要な不確実性が認められる場合における監査報告においては、経営者が作成した財務諸表への参照を求める記載が公開草案においては2番目の記載事項であったものが改訂ISA570においては1番目の記載事項に変更され、経営者の評価に対する監査人の評価に関する記載が公開草案においては4番目の記載事項であったものが改訂ISA570においては2番目の記載事項に変更されたことによって、経営者と監査人の責任分担がより明らかになるような対応

が図られている。

2. KAMでの対応とすべきとする批判に関する問題

まず、公開草案に対しては、上場企業において危機一髪の状態である場合の監査報告での開示は、KAMでの開示で対応可能であるという指摘がなされていた。そこで、改訂ISA570では「継続企業」セクションにおける継続企業としての企業の存続能力に関する重要な不確実性は存在しないという経営陣の重要な判断に関する記載を、KAMにおいて重ねて記載することが文例に追加されている。これは、「継続企業」セクションにおける記載とKAMにおける記載との関係を明らかにするだけでなく、後述する継続企業に関する重要な不確実性が認められる場合におけるKAMへの記載との平仄を合わせる趣旨のものと解される。但し、これらだけでなく、公開草案へのコメントでの批判を受けて、危機一髪の状態をKAMだけに記載することは利用者への注意喚起として不十分であることも示唆しているとも解される。

このような改訂に関連して、我が国における監査基準報告書701号「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」（以下、監基報701）A41項において、継続企業の前提に関する重要な不確実性がないと結論付けた場合でも、結論に至るまでに検討した事項を監査上の主要な検討事項として決定することがある旨が規定されている²⁴⁾。また、実務上も「事業等のリスク」に記載された危機一髪の状態についてKAMに記載されるケースもある²⁵⁾。そのため、危機一髪の状態は現行制度上KAMの記載事項となっており、新たに「継続企業の前提」の区分及びKAMにおいて記載するという改訂自体はさほど実務上の負担増とはならないように思われる。

【監基報 701 A41 項（一部）】

監査人は、監査基準報告書570に従って、継続企業の前提に関する重要な不確実性がないと結論付けた場合でも、結論に至るまでに検討した事項を監査上の主要な検討事項として決定することがある。そのような状況においては、監査報告書における監査上の主要な検討事項の記載において、重要な営業損失、利用可能な借入枠、負債の借換え又は財務制限条項への抵触の可能性、及びこれらを軽減する要因など、財務諸表又はその他の記載内容に開示された特定の事象又は状況に言及することがある。

但し、二重責任との関係において監査人に過大な負荷となるおそれがあることには注意しなければならない。すなわち、経営者が危機一髪の状態を開示せず、かつその開示を義務づける会計基準が存在しない場合に、監査人が「継続企業の前提」の区分及びKAMにおいて危機一髪の状態を記載することは、監査人が企業に関する未公表の情報を含む追加的な情報を記載することが必要なケースとして守秘義務が解除される正当な理由と解釈される余地がある（監基報 701 A36 項，同 A55 項）。この場合、経営者側に危機一髪の状態に関する制度上の開示責任がないにもかかわらず、監査人側が制度上の開示責任を負担することになる。GC 監査は、情報の解釈を巡って様々な混乱が生じうるため、監査人が本来開けてはならない「パンドラの箱」であるという評価も見られる²⁶⁾が、危機一髪の状態に関する会計基準を欠いたまま改訂 ISA570 に準拠することは、監査人にとって正に「パンドラの箱」を開けてしまうことになりかねない危険が伴うことになる。

**3. 新たな期待ギャップとなるリスクの問題
継続企業に関する重要な不確実性も危機一**

髪の状態も存在しない場合、継続企業に関する危機一髪の状態である場合、継続企業に関する重要な不確実性が認められる場合のいずれにおいても、公開草案の内容がある種の安全宣言と誤解されることによる新たな期待ギャップが生ずるおそれがあるというコメントの指摘があった。これに対して、改訂 ISA570 では、監査人の責任範囲及び GC 監査報告が企業の継続能力を保証するものではないことの記載が追加され、利用者への注意喚起がなされている。

これによって、新たな期待ギャップが生ずるリスクの低減が図られているが、継続企業に関する重要な不確実性も危機一髪の状態も存在しない場合においては問題が残る。その理由は、経営者の継続企業の前提に関する会計処理の適用が適切であると監査人が判断しながら、同時に企業が継続企業として継続する能力を監査人が保証するものではないということの意味が必ずしも利用者にとって理解されるとは限らず、ここに混乱や新たな期待ギャップを生ずるおそれがあるからである²⁷⁾。

そして、このことは改訂 ISA570 を監基報 570 の改訂にそのまま反映する場合にも生ずる問題でもある。そこで、監基報 570 に改訂 ISA570 の趣旨を反映させる際には、新たな期待ギャップを極力生じさせないような表現方法を採用しつつ、要求事項について改訂 ISA570 と同等水準であることを確保するような工夫が必要と考えられる

4. 個別的な事項に関する意見表明と誤解される問題

まず、継続企業に関する重要な不確実性も危機一髪の状態も存在しない場合において、GC 監査報告が監査における個別的な事項に関する意見表明と誤解されるおそれがある問題については、改訂 ISA570 において「意見表明の基礎となる財務諸表全体の監査において」という記載が追加されたことによって GC

監査報告と監査意見との区別が図られている。

次に、継続企業に関する重要な不確実性が認められる場合において同様の誤解が生ずるおそれについては、前述のケースと同様に、「財務諸表全体の監査との関連において、また、財務諸表に対する監査人の意見を形成する上で」という文言を追加し、さらに後順位の記載事項に変更することによって当該リスクの軽減が図られている。

但し、いずれのケースにおいても「継続企業」セクションの位置が監査意見セクションの次に位置することから意見表明と誤解されるという指摘への対応はなされていない。

5. ボイラープレート化、監査報告書の長文化による問題

GC 監査報告がボイラープレート化することによって利用者が注意を払わなくなるという公開草案への指摘に対しては、改訂 ISA570 では継続企業に関する重要な不確実性も危機一髪の状態も存在しない場合、継続企業に関する危機一髪の状態である場合のいずれにも「継続企業」セクション内において「継続企業に関する重要な不確実性はない。」というパターン化された短文のメッセージが追加された。これによって、同セクション内の記載内容が長分化されて利用者がその記載内容について注意を払わなくなるおそれがあるという問題を軽減させることが図られている。

しかし、監査報告書に常に「継続企業」という見出しの独立したセクションが設けられ、さらにその直後にパターン化されたメッセージが記載され続けることによって、利用者が同セクション自体に注意を払わなくなるという新たな問題が生ずることになる。特に、危機一髪の状態の有無にかかわらず同様のパターンで記載されるため、前述した Robyn Moroney による指摘の通り、利用者は会社が危機一髪である状況を見逃すおそれがある。そのため、監基報 570 においては、

改訂 ISA570 と同等水準であることを確保しつつ区分の名称を一部修正することも解決策の一つと考えられる²⁸⁾。

また、上記のいずれの場合においても、公開草案に対するコメント等への対応の結果、監査報告書がさらに長分化しており、利用者がその記載内容の一部または全部について注意を払わなくなるおそれがあることは問題である。

IV 結

以上、ISA570 改訂における GC 監査報告の透明性強化に関する改訂点を公開草案に対するコメント等への対応とともに確認し、その問題点や改訂 ISA570 に準拠して監基報 570 が改訂された場合における我が国の GC 監査に与える影響について検討した。

第 1 に、改訂 ISA570 に準拠して、我が国においても継続企業に関する重要な不確実性も危機一髪の状態も存在しない場合、または継続企業に関する危機一髪の状態である場合における「継続企業の前提」区分での情報提供を導入する際には、経営者による開示を超えて監査人が情報提供するような二重責任の問題が生じることのないように配慮すべきである。特に、継続企業に関する危機一髪の状態である場合には、その旨を KAM においても重ねて情報提供するが、このことが監査人の守秘義務が解除される正当な理由となつて、監査人が最初の情報提供者となることの拡大に繋がりがかねないことには注意すべきである。よって、経営者に継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると結論付けた旨、危機一髪の状態が存在する旨を開示させる会計基準の整備が必要である。

この点に関連して、財務会計基準機構 (FASF) 第 35 回基準諮問会議において日本公認会計士協会から、「KAM の導入とともに日本の監査基準に基づく監査報告書が英訳

されて海外の投資家が利用する機会が増えることが想定される。その際に、国際監査基準に基づく監査報告書と比較して会計や監査の基本的な考え方の記載が欠落していることの原因付けは困難と考える。特に IFRS 又は US GAAP に基づく財務諸表の場合、どのような場合に継続企業の前提に基づくことが適切かについて会計基準上の明文規定があるにもかかわらず、日本の監査基準に基づく監査報告書に記載しないことの説明は困難である。」²⁹⁾として従前から監査実務において不都合が生じている問題が提起されており、ASBJ によって可及的速やかに経営者側の継続企業の前提に関する開示を義務づける会計基準が開発されることが必要である。

第2に、我が国の監基報570を改訂する際には、改訂ISA570との同質性・同水準を確保しつつ、GC監査報告がある種の安全宣言と誤解されることによる新たな期待ギャップが生ずるおそれがある問題に配慮する必要がある。特に、継続企業に関する重要な不確実性も危機一髪の状態も存在しない場合における、前段の「監査人は財務諸表の作成において経営者が継続企業を前提として会計処理を行ったことは適切であると判断した」(the auditor concluded that management's use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate)という表現は、後段の監査人が企業が継続企業として存続できることを保証するものではない旨の記載との関係が分かりにくく、利用者が前段だけを読んで誤解し、結果として新たな期待ギャップが生ずるおそれがある。また、上記の前段の記載は、継続企業に関する危機一髪の状態にある場合にもなされる表現であり、利用者は当該表現に慣れてしまい注意を払わなくなるというボイラープレート化によるリスクもある。そのため、新たな期待ギャップやボイラープレート化のリスクを極力抑えるような表現方法を

採用しつつ、改訂ISA570と同等水準の要求事項であることを確保するような工夫が必要と考えられる。例えば、上記の前段の記載について、継続企業に関する重要な不確実性も危機一髪の状態も存在しない場合には「経営者による財務諸表の作成において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は識別されなかった」、危機一髪の状態である場合には「経営者による財務諸表の作成において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されたが重要な不確実性は識別されていない」という記載内容に変更する方法も解決策になると考えられる。

第3に、継続企業の前提に関する情報は、(1)重要な不確実性も危機一髪も存在しない場合、(2)危機一髪の状態、(3)重要な不確実性が認められる場合の3段階に分けられる。これに対して改訂ISA570に準拠した場合、監査報告書における記載区分は「継続企業の前提」区分と「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分の2段階であり、利用者にとってそれぞれの段階に記載される内容の違いを明確に区別して認識することができるかが問題として残る。また、継続企業に関する危機一髪の状態においても、継続企業に関する重要な不確実性も危機一髪の状態も存在しない場合と同じく「継続企業の前提」という名称の区分とすると利用者が注意しなくなるというボイラープレート化の問題が生ずるおそれがある。そのため、例えば、継続企業に関する重要な不確実性も危機一髪の状態も存在しない場合には「継続企業の前提」という区分、継続企業に関する危機一髪の状態においては「継続企業に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」という区分の名称にするなど、改訂ISA570と同等水準またはそれ以上の監査報告の透明性を確保しつつ、利用者への注意喚起として効果的な記載方法を検討すべきである³⁰⁾。

第4に、今回のISA570改訂において、継続企業に何する危機一髪の状態を監査報告書において情報提供する取扱いを上場企業以外の企業に関する財務諸表監査にまで拡大することは見送られた。しかし、上場企業以外の企業は資金が十分に確保されていない場合が少なくない。そのため、危機一髪の状態から継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況、さらには継続企業の前提が不成立の状況まで比較的短期間のうちに移行するおそれがあるから、経営者が危機一髪の状態に関する開示を行わないで、監査人が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると結論付けた旨の情報提供を行っ

た場合には大きな期待ギャップとなるおそれがある。そのため、非上場企業において危機一髪の状態である場合においても、経営者に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨の開示及び監査報告書における情報提供を行うことが必要と考えられる。

最後に、GC監査報告透明性強化を狙いとされたISA570改訂によって監査報告書全体がさらに長文化することになり、我が国における監査報告書もいずれ長文化することとなる。これが利用者にとってメリットが大きいものか否か、思わぬデメリットが生ずるか否かについて検証することが今後の課題である。

(注)

- 1) IAASB ウェブサイト Latest On Our Projects Going Concern
<https://www.iaasb.org/iaasb-consultations/latest-our-projects> (最終アクセス 2025年4月6日)
 本稿の校正段階において、次の通り改訂ISA570が公表されている。
 IAASB ウェブサイト ISA 570 (Revised 2024), Going Concern
<https://www.iaasb.org/publications/isa-570-revised-2024-going-concern> (最終アクセス 2025年5月11日)
- 2) 各国(又は地域)別の団体又は個人は、具体的には、日本は日本公認会計士協会、吉井一洋(元IAASB 諮問助言グループ(CAG)メンバー)、米国は、米国公認会計士協会(AICPA)、カリフォルニア公認会計士協会、米国監査品質センター(CAQ)、全米州政府会計委員会(NASBA)、Crowe LLP、Cohn Reznick LLP、英国は、イングランド及びウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)、スコットランド勅許会計士協会(ICAS)、英国財務報告評議会(FRC)、英国国家監査局(NAO)、フランスは、フランス会計監査役全国協会(CNCC)及び公認会計士全国評議

会(CNOEC)、ドイツはドイツ経済監査士協会(IDW)、オーストラリアは、CPAオーストラリア、英国勅許公認会計士協会(ACCA)及びオーストラリア・ニュージーランド勅許会計士協会(CAANZ)、オーストラリア監査保証基準委員会(AUASB)、オーストラリア・ニュージーランド会計財務協会(AFAANZ)、Robyn Moroney(ロイヤルメルボルン工科大学)、Nexia Australia Pty Ltd、ニュージーランドは、ニュージーランド外部報告委員会(XRB)、ニュージーランド会計検査院、中国は、香港公認会計士協会である。また、本稿における国(又は地域)については、我が国の会計・監査制度にも影響を与えるような国(又は地域)と考えられること及び筆者が最新の会計・監査制度を調査することが可能な範囲であることを条件に選定している。

- 3) 甲斐・吉村(2022c) 57頁
- 4) 甲斐・吉村(2022d) 51頁。なお、甲斐・吉村(2022c) 57頁によると、PIOBオブザーバーは、期待ギャップの縮小のために二重責任の原則を再考する必要があるかも知れないことをコメントしている。
- 5) IAASB(2024a) Agenda Item3 Going Concern - Feedback and Issues pp.45-46

ゴーイング・コンサーン監査報告透明性強化の動向

- 6) 英国監査基準 ISA (UK) が改訂された経緯や ISA570 改訂に与える影響については那須 (2023) に詳しい。
- 7) IAASB (2023) Submitted Comment Letters
- 8) IAASB (2023) Submitted Comment Letters 44. AUASB pp.8-9
- 9) IAASB (2023) Submitted Comment Letters 75. Cal CPA p.4
- 10) AFAANZ ウェブサイト
<https://www.afaanz.org/> (最終アクセス 2025 年 4 月 6 日)
- 11) IAASB (2023) Submitted Comment Letters 78. AFAANZ p.11
- 12) IAASB (2024a) Agenda Item3 Going Concern – Feedback and Issues pp.55-64
- 13) IAASB (2023) Submitted Comment Letters
- 14) 甲斐・吉村 (2022d) 51 頁によると、2022 年 6 月の IAASB ボード会議においては、日本公認会計士協会からは、上場企業については従来の KAM としての対応で十分であり改訂は不要との意見が寄せられていた。
- 15) IAASB (2023) Submitted Comment Letters 71. Cohn Reznick LLP p.6
- 16) IAASB (2023) Submitted Comment Letters 12. Financial Reporting Council pp.7-8, 同 Submitted Comment Letters 13. CNCC-CNOEC p.6, 同 Submitted Comment Letters 59. Kazuhiro Yshii pp.1-2
- 17) IAASB (2023) Submitted Comment Letters 12. Financial Reporting Council p.12
- 18) Ting-Chiao Huang et al. (2022) pp.1-7
- 19) Ting-Chiao Huang et al. (2022) pp.2-11
- 20) 監基報 700 に相当する国際監査基準 700 (改訂) 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(以下、ISA700) 第 33 項では、「財務諸表に対する経営者の責任」のセクションにおける説明には、継続企業の前提に関する会計基準の使用が適切である場合の説明を含めなければならない旨が規定されている。
- 21) 秋葉 (2019) p.15 では、IASB 概念フレームワークにおいて継続企業についての記載があるのに対して、ASBJ 討議資料にはこのような記載がないが、日本公認会計士協会による監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は継続企業の前提を基礎としていると解されるとする考え方を示しながら、継続企業の前提は直接的に明示されなくても当然の不文律であるとしている。
- 22) 村上・弥永 (2024) では、改訂 ISA570 の要求事項に対応するために継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成している旨の注記を要求するほか、継続企業の前提が成立していない場合を限定的かつ明確に定める等会計基準の整備が必要としている。
- 23) 財務会計基準機構 (2024) 議事要旨(1)
- 24) 国際監査基準 701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」A41 項も同様の規定である。
- 25) 例えば、株式会社 THE グローバル社第 11 期 (2021 年 6 月期) 決算における監査報告書など。
- 26) 亀岡他 (2024) p.328
- 27) これに関連して、林 (2024) では、財務諸表に重要な不確実性が開示されず無限定適正意見が表明された場合には、監査人が注記開示すべき重要な不確実性は存在しないことを意味するのだから、被監査会社の継続能力が監査人によって保証されたと利用者が誤解する知識ギャップが生じる恐れがあることが指摘され、監査人の責任(役割)をより一層適切に伝達する工夫が必要であることが主張されている。
- 28) しかし、この場合においても経営者側に危機一髪状況に関する開示義務がなければ二重責任の問題が生ずるおそれがある。
- 29) 財務会計基準機構 (2019) 資料(1)-2
- 30) このほか、各区分の名称に 3 段階のレベル別の番号を付す方法も考えられる。

(参考文献)

- 秋葉賢一 (2019) 『会計基準の読み方 Q&A100 第2版』中央経済社
- 甲斐幸子 (2023) 「国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 公開草案 国際監査基準 (ISA) 570 「継続企業」の改訂について」, 『週刊経営財務』 No.3611, 2023年7月
- 甲斐幸子・吉村航平 (2022a) 「会議報告 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (2021年9月会議)」, 『会計・監査ジャーナル』 No.798, 2022年1月
- (2022b) 「会議報告 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (2021年12月会議)」, 『会計・監査ジャーナル』 No.802, 2022年5月
- (2022c) 「会議報告 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (2022年3月会議)」, 『会計・監査ジャーナル』 No.804, 2022年7月
- 甲斐幸子・吉村和子 (2022d) 「会議報告 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (2022年6月会議)」, 『会計・監査ジャーナル』 No.807, 2022年10月
- (2023a) 「会議報告 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (2022年12月会議)」, 『会計・監査ジャーナル』 No.813, 2023年4月
- (2023b) 「会議報告 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (2023年3月会議)」, 『会計・監査ジャーナル』 No.816, 2023年7月
- (2025) 「会議報告 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (2024年9月会議)」, 『会計・監査ジャーナル』 No.834, 2025年1月
- 亀岡恵理子・福川裕徳・永見尊・鳥羽至英 (2024) 『財務諸表監査 第3版』国元書房
- 企業会計基準委員会 (2024) 「継続企業及び後発事象に関する調査研究」の公表
https://www.asb-j.jp/misc/misc_others/2024-0621.html (最終アクセス 2025年4月5日)
- 財務会計基準機構 (2019) 「第35回基準諮問会議議事概要」
https://www.fasf-j.jp/jp/standards_advisory/standards_advisory/y2019/2019-0307.html (最終アクセス 2025年4月5日)
- (2024) 「第51回基準諮問会議議事概要」
https://www.fasf-j.jp/jp/standards_advisory/standards_advisory/y2024/2024-0724.html (最終アクセス 2025年4月5日)
- 那須伸裕 (2023) 「ISA570 「Going Concern (継続企業)」改訂によるわが国の制度及び実務への影響と対応」, 『Disclosure & IR』第25巻, ディスクロージャー&IR総合研究所, 宝印刷株式会社, pp.77-85。
- 林隆敏 (2024) 「国際監査基準 570 「継続企業」 (公開草案) の検討」, 『商学論究』第71巻第3号, 関西学院大学商学研究会, pp.153-170。
- 村上璃華・弥永真生 (2024) 「継続企業の前提と会計基準・開示—監査における二重責任の原則との関連で—」, 『産業経理』第84巻第1号, 一般社団法人産業経理協会, pp.134-145
- IAASB (2023) “Proposed International Standard on Auditing 570 (Revised 202X) Going Concern and Proposed Conforming and Consequential Amendments to Other ISAs”
<https://www.iaasb.org/publications/proposed-international-standard-auditing-570-revised-202x-going-concern-and-proposed-conforming-and> (最終アクセス 2025年3月24日)
- (国際監査基準 570 (202X年改訂) 『「継続企業」及び他の国際監査基準の適合修正案』, 日本公認会計士協会ウェブサイト, https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230801ccb.html. 最終アクセス 2025年3月24日)
- (2024a) “IAASB Quarterly Board Meeting - June 18-21, 2024 - Madrid, Spain”

ゴーイング・コンサーン監査報告透明性強化の動向

<https://www.iaasb.org/meetings/iaasb-quarterly-board-meeting-june-18-21-2024-madrid-spain> (最終アクセス 2025 年 3 月 24 日)

Linda A. Myers, Jonathan E. Shipman, Quinn T. Swanquist, Robert L. Whited (2018) “Measuring the market response to going concern modifications: the importance of disclosure timing”, *Review of Accounting Studies*, Vol23, pp.1512-1542

Ting-Chiao Huang, Robyn Moroney, Soon-Yeow Phang (2022) “*Emerging Disclosures: Exploring the Potential Impact of Parliamentary Joint Committee Inquiry Recommendations on Investors’ Perceptions*”

https://www.iaasb.org/sites/default/files/2023-07/Report%20on%20Findings%20-%20Going%20Concern%20Study%202023%20-%20IAASB_Final.pdf (最終アクセス 2025 年 3 月 24 日)

(Abstract)

International Standard on Auditing (ISA) 570 “Going Concern”, which was approved for revision in December 2024, is intended to enhance the transparency of audit reporting on going concern audits. The revised proposal is intended to enhance the transparency of the going concern audit report by requiring that information be provided in the auditor’s report even in cases where there is no material uncertainty or where events or conditions have been identified that may cast significant doubt on the entity’s ability to continue as a going concern, but the auditor concludes that there is no material uncertainty (i.e., a “close call” situations). However, this revision has the risk of creating a perception that the responsibility for disclosure regarding the going concern assumption is greater for auditors than for management, a new expectation gap, and the problem of boiler plate. Therefore, if this revision is to be introduced to Japan, first, it is necessary to develop accounting standards that require management to disclose that it has concluded that it is appropriate to prepare financial statements on the going concern assumption and that a critical situation exists. Second, it is desirable to change the descriptions and the names of the categories to mitigate the risk of new expectation gaps and boilerplate accounting, while ensuring the same level of transparency as in ISA 570. Furthermore, as an effect of the revision of ISA 570, the audit report will become longer, but it is necessary to examine the advantages and disadvantages for users due to this change.